

船舶事故調査報告書

令和2年2月12日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和元年8月21日 15時00分ごろ～24日 10時15分ごろの間）
発生場所	不明（秋田県男鹿市塩瀬埼西方沖～青森県中泊町小泊漁港北方沖の間）
事故の概要	プレジャーボート ^{エフユー} Fuは、釣りをを行う目的で出港後、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和元年8月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート Fu、1トン 211-16034秋田、個人所有 6.06m (Lr) × 1.87m × 0.85m、FRP ガソリン機関、14.7kW、平成5年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成18年12月26日 免許証交付日 平成28年3月4日 (令和3年12月25日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西～南、風力 1～3、視界 良好 海象：波向 東～東南東、波高 約0.5m、海流 北流約0.5～1.5ノット (kn)、水温 約25～27℃
事故の経過	本船は、男鹿市椿漁港小浜地区の漁師が令和元年8月21日14時30分ごろ船長に声を掛けて釣りに行く旨を聞いた後、船長が1人で乗り組み、15時00分ごろ、同地区を出航するのを同漁師によって目撃された。 船長の知人は、17時00分ごろ以降、船長の携帯電話に複数回電話をかけたものの、繋がらず、22日になっても船長と連絡が取れなかったため、不審に思って椿漁港小浜地区に向かい、船長の自家用車

	<p>が駐車され、本船が戻ってきていないことを認めて知人の漁師に相談したところ、知人の漁師が13時20分ごろ海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、海上保安庁、消防及び警察による捜索が行われていたところ、24日10時15分ごろ小泊漁港の北方沖において、無人の状態では漂流しているところを航行中の遊漁船の船長によって発見されるとともに、海上保安庁に通報された。</p> <p>本船は、小泊漁業協同組合に所属する漁船により小泊漁港にえい航された。</p> <p>船長は、27日05時55分ごろ青森県むつ市脇野沢港南西方の海岸付近に漂着しているところを発見され、外傷等は認められず、解剖の結果、死因は溺水による窒息死と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>本船は、発見時、船外機のクラッチレバーは後進側の位置にあったものの、船外機が停止していたので、燃料タンクにガソリンが残ったままであった。また、船内にはパン、ジュース等の飲食物、釣り道具及び救命胴衣があり、釣り糸が切れた状態の釣り竿が舷外に出された状態であった。</p> <p>本船には、他船と衝突したと思われる痕跡がなかった。</p> <p>船長は、発見時、シャツ及びズボンを着用して靴を履いていたものの、救命胴衣を着用しておらず、ポケットから携帯電話が発見された。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	不明 不明 不明 <p>船長の死因は、溺水による窒息死であった。</p> <p>本船は、8月21日15時00分ごろ釣りをを行う目的で樅漁港小浜地区を出航した後、24日10時15分ごろ小泊漁港北方沖に無人の状態では漂流しているところを発見されたことから、この間において、船長が落水して溺死したものと推定される。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、樅漁港小浜地区を出航した後、船長が落水して溺死したことにより発生したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の乗船者は、船室外では救命胴衣を適切に着用すること。

付図1 事故発生場所概略図

